

## 令和四年法律第七十五号

## 子ども家庭庁設置法

## 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 子ども家庭庁の設置並びに任務及び所掌事務等
- 第一節 子ども家庭庁の設置（第二条）
- 第二節 子ども家庭庁の任務及び所掌事務等（第三条―第五条）
- 第三章 子ども家庭庁に置かれる機関
- 第一節 審議会等（第六条・第七条）
- 第二節 特別の機関（第八条）
- 第四章 雑則（第九条）
- 附則
- 第一章 総則
- （目的）
- 第一条 この法律は、子ども家庭庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。
- 第二章 子ども家庭庁の設置並びに任務及び所掌事務等
- 第一節 子ども家庭庁の設置
- 第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、子ども家庭庁を設置する。
- 2 子ども家庭庁の長は、子ども家庭庁長官（以下「長官」という。）とする。
- 第二節 子ども家庭庁の任務及び所掌事務等
- （任務）
- 第三条 子ども家庭庁は、心身の発達過程にある者（以下「子ども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。
- 2 前項に定めるもののほか、子ども家庭庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。
- 3 子ども家庭庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。
- （所掌事務）
- 第四条 子ども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 小学校就学前の子どもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前の子どものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第六十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による拠出金の徴収に関するものを除く。）。
- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する認定子ども園に関する制度に関すること。
- 四 子ども保育及び養護に関すること。
- 五 子どものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域における子どもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること。
- 六 子ども福祉のための文化の向上に関すること。
- 七 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること。
- 八 第四号から前号までに掲げるもののほか、子どものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。
- 九 こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 十 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付に関すること。
- 十一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。
- 十二 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第 号）の施行に関すること。
- 十三 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものを除く。）。
- 十四 妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。
- 十五 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第四百号）第十一条第一項に規定する成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。

- 十六 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の規定による一時金の支給等に関すること。
- 十七 子どもの虐待の防止に関すること。
- 十八 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。
- 十九 前二号に掲げるもののほか、子どもの権利利益の擁護に関すること（他省の所掌に属するものを除く）。
- 二十 子ども基本法（令和四年法律第七十七号）第九条第一項に規定することも大綱の策定及び推進に関すること。
- 二十一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第三十三号）第七条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。
- 二十二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の策定及び推進に関すること。
- 二十三 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援（子ども・若者育成支援推進法第一条に規定する子ども・若者育成支援をいう。次項第三号において同じ。）に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。
- 二十四 子どもへの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。
- 二十五 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
- 二十六 子どものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関すること。
- 二十七 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づき子ども家庭庁に属させられた事務
- 2 前項に定めるもののほか、子ども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官庁が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。
- 一 子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項
- 二 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項
- 三 子ども・若者育成支援に関する事項
- 3 前二項に定めるもののほか、子ども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。
- （資料の提出要求等）
- 第五条 長官は、子ども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 第三章 子ども家庭庁に置かれる機関
- 第一節 審議会等
- （設置）
- 第六条 子ども家庭庁に、子ども家庭審議会を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより子ども家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
- （子ども家庭審議会）
- 第七条 子ども家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。
- 三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて、次に掲げる重要事項を調査審議すること。
- イ 子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項
- ロ 子ども、子どものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項
- ハ 子ども及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する重要事項
- ニ 子どもの権利利益の擁護に関する重要事項
- 四 前号イに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に、同号ロからニまでに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣又は長官に、それぞれ意見を述べること。
- 五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- イ 児童福祉法
- ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
- ハ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）
- ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
- ホ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

- へ 子ども・子育て支援法
- ト 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律
- 2 子ども家庭審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、子ども家庭審議会の組織及び委員その他の職員その他子ども家庭審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

#### 第二節 特別の機関

(子ども政策推進会議)

- 第八条 別に法律の定めるところにより子ども家庭庁に置かれる特別の機関は、子ども政策推進会議とする。
- 2 子ども政策推進会議については、子ども基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

#### 第四章 雑則

(官房及び局の数等)

- 第九条 子ども家庭庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する庁とする。
- 2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づき子ども家庭庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、小学校就学前の子どもに対する質の高い教育及び保育の提供その他の子どもの健全な成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

- 一 附則第十条の規定 子ども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)

#### 附則 (令和四年二月二六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)」第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定(「、精神病質」を削る部分に限る。)並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日
- 二及び三 略

- 四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中「精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十条の規定、第十三条の規定(第二号に掲げる改正規定を除く。)、第十四条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)」及び第十五条中「精神保健福祉法第二条の改正規定(第五条第十八項)」を「第五条第十九項」に改める部分に限る。)並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

- 第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### 附則 (令和六年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中「児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定(施行日から起算して五年を経過する日)」を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日
- 二及び三 略

- 四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イからチまで 略

- リ 附則第二十四条、第二十五条、第二十八条、第三十条及び第四十四条の規定

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### 附則 (令和六年六月二六日法律第六九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

---